

改正 (パブリックコメント) 案	現 行 告 示
<p>建築基準法施行令 (昭和 五十五年政令第二百二十八号) 第八十二条の二の規定に基づき、超高层建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>超高层建築物の構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令 (以下 令 という。) 第八十二条の二に規定する超高层建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。</p> <p>一、 略</p> <p>二 一から一までに掲げる構造計算は、積雪荷重の他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合は、その効果を考慮し積雪荷重を低減するようになっているものとする。この場合において、その中入口その他の開口部については、その軽減の事実その他必要な事項を表示しなければならない。</p>	<p>建築基準法施行令 (昭和 五十五年政令第二百二十八号) 第八十二条の二の規定に基づき、超高层建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>超高层建築物の構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令 (以下 令 という。) 第八十二条の二に規定する超高层建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 建築物の各部分の固定荷重及び移動荷重その他の実況に応じた荷重及び外力を第八十条第五項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における積雪荷重を含む) により建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。</p> <p>二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、積雪荷重の他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合は、その効果を考慮し積雪荷重を低減するようになっているものとする。</p> <p>一、 略</p> <p>二 一から一までに掲げる構造計算は、積雪荷重の他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合は、その効果を考慮し積雪荷重を低減するようになっているものとする。この場合において、その中入口その他の開口部については、その軽減の事実その他必要な事項を表示しなければならない。</p>

三 略

イ・ロ 略

四 建築物に作用する地震力について次は定める方法による構造計算を行うこと。ただし、地震時に生ずる力の影響が構造時又は震動時の他の荷重及び外はたの影響は、小さい建築物にあつては、この限りでない。

イ 略

(1)～(4) 略

ロ 略

ハ 略

二 ~~イからイまでの規定は、構造計算を行うときは、建築物の規模及び形態は、又は上下方向の地震動。当該地震に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の歪形の影響を適切に考慮する。~~

ホ ~~イからイまでの規定は、建築物が次に掲げる基準に該当する場合には、適用しない。~~

二 建築物に作用する風圧力について次は定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、水平面での風向と直交する方向及びおぼれ方向の建築物の振動並びに鉛直面においては鉛直方向の振動を適切に考慮する。

イ・ロ 略

四 建築物に作用する地震力について次は定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、建築物の規模及び形態は、又は上下方向の地震動。当該地震に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の歪形の影響を適切に考慮する。

イ 建築物に水平方向に作用する地震動は、次は定めるところによる。ただし、敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び建築物への効果を適切に考慮し定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

ロ イに規定する稀に発生する地震動によつて建築物の構造耐力上主要部分に損傷しないことを、運動方程式に基づき確かめる。ただし、制振部材にあつては、この限りでない。

ハ イに規定する極めて稀に発生する地震動によつて建築物が倒壊、崩壊等しないことを、運動方程式に基づき確かめる。

- (1) 建築物の地震被害の性状と与る影響が認めらるるものなること
- (2) 1に規定する種に発生する地震動と同等以上の烈さを有する地震力によつて建築物が損傷しなかつたことを確かめらるるものなること
- (3) 1に規定する種に発生する地震動と同等以上の烈さを有する地震力によつて建築物が倒壊しなかつたことを確かめらるるものなること

五 第五号から第四号まで、規定する構造計算を行つた場合、第二号に規定する荷重及び外力を適切に考慮すること

六八 略

九 前号の構造計算を行つた場合は、次の通り基準を遵守していることを確かめること

イ 建築物のうち各層一層部から第廿節のまでの規定は、該部又は構造方法とした部分、該部又は構造方法とした部分が継続存在する場合には、それぞれを指す。について、当該部の耐力、剛性、靱性その他の建築物の構造特性に影響する力学特性値が明らかであること

ロ イの力学特性値を確かめる方法は、次のいずれが定められていること

- (1) 当該部及びその周囲の接合の部材は、少なくとも一回又は繰返して加力試験
- (2) 当該部を構成するそれぞれの要素の耐力、剛性、靱性その他の力学特性値及び要素相互の接合の部材は、少なくともその形状の釣合に準じて構造計算

ハ 構造耐力に影響する材料の品質が適切に考慮されていること

五 第五号から第四号まで、規定する構造計算を行つた場合、第二号に規定する荷重及び外力を適切に考慮すること

六八 略